

第3期 特定健康診査等実施計画

(対象：2018年4月1日～2024年3月31日)

マツダ健康保険組合

2018年3月

はじめに

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や医療の高度化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、2008 年度から、40 歳から 74 歳までの被保険者と被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することが、医療保険者に対し義務付けられた。当健康保険組合は、この法の精神を理解し、適切かつ積極的に対応していくことにより、被保険者等の健康の維持改善を図りたいと考える。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、2018 年度からは 6 年ごとに 6 年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとされている。本計画は、その第 3 期の開始にあたり当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

第 1 章 達成しようとする目標

1. 第 2 期計画期間（2013～2017 年度）における現状と課題

1) 特定健康診査

目標実施率 (％)

| | '13 年度 | '14 年度 | '15 年度 | '16 年度 | '17 年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被保険者 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |
| 被扶養者 | 50.0 | 55.0 | 60.0 | 65.0 | 70.0 |
| 被保険者 + 被扶養者 | 80.6 | 82.4 | 84.3 | 86.1 | 87.9 |

実績実施率 (％)

| | '13 年度 | '14 年度 | '15 年度 | '16 年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 被保険者 | 95.6 | 94.1 | 96.3 | 95.9 |
| 被扶養者 | 45.1 | 41.9 | 46.9 | 42.7 |
| 被保険者 + 被扶養者 | 78.5 | 76.7 | 80.0 | 78.6 |

被保険者の特定健診は、事業主が労働安全衛生法に基づき実施する定期健診結果データの提供を受けているため、目標に近い実施率になっている。

しかし被扶養者の実施率は伸び悩んでおり、目標には達していない。健診未受診者への封書・メール等による受診勧奨や、健診受診者へのインセンティブ付与などを実施しているが、効果はうかがえない。

2) 特定保健指導

目標実施率 (％)

| | '13年度 | '14年度 | '15年度 | '16年度 | '17年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被保険者 | 15.0 | 17.0 | 20.0 | 25.0 | 30.0 |
| 被扶養者 | 50.0 | 52.0 | 55.0 | 57.0 | 60.0 |
| 被保険者+被扶養者 | 17.4 | 19.7 | 22.9 | 27.8 | 32.8 |

実績実施率 (％)

| | '13年度 | '14年度 | '15年度 | '16年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 被保険者 | 6.9 | 9.8 | 19.8 | 15.7 |
| 被扶養者 | 31.5 | 10.2 | 18.2 | 32.3 |
| 被保険者+被扶養者 | 8.6 | 9.9 | 19.7 | 16.7 |

被保険者・被扶養者ともに実施率が低迷している。

被保険者については、2015年度から事業所を順次訪問し、特定保健指導を共同事業と位置付けて事業主に協力いただき、就業中に実施する体制をとっている。今後協力いただける事業所を増やすことで実施率の向上を図りたい。

被扶養者については、特定保健指導対象者全員に案内し、受諾者に実施しているが、受諾率が上がっていない。

2. 全国目標と保険者種別毎の目標

<国の示す目標の考え方>

| 項 目 | | 第1期 | 第2期 | 第3期 |
|--------------|---------------------------|---------|-------------------|---------------------------|
| | | '12年度目標 | '17年度目標 | '23年度目標 |
| 実施に関する 目標 | ① 特定健診実施率 | 70%以上 | 70%以上 | 70%以上 |
| | ② 特定保健指導実施率 | 45%以上 | 45%以上 | 45%以上 |
| 成果に関する 目標 | メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 | — | 25%以上 ('08年度比) | — |
| | 特定保健指導対象者の減少率 | 10%以上減少 | — | 25%以上 ('08年度比) |

<保険者種別実施目標>

| 保険者種別 | 全国目標 | 市町村 国保 | 国保組合 | 全国健康保 険協会 | 単一健保 | 総合健保・ 私学共済 | 共済組合 (私学共済 除く) |
|--------|-------|-----------|-------|--------------|--------------|---------------|----------------------|
| 特定健診 | 70%以上 | 60%以上 | 70%以上 | 65%以上 | 90%以上 | 85%以上 | 90%以上 |
| 特定保健指導 | 45%以上 | 60%以上 | 30%以上 | 35%以上 | 55%以上 | 30%以上 | 45%以上 |

3. 当健康保険組合の目標

2023 年度における被保険者と被扶養者の特定健診の実施率を 85.3%、特定保健指導の実施率を 45.0%とする。この目標を達成するために、2018 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

① 特定健診の目標実施率 (%)

| | '18 年度 | '19 年度 | '20 年度 | '21 年度 | '22 年度 | '23 年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被保険者 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |
| 被扶養者 | 50.0 | 52.0 | 54.0 | 56.0 | 58.0 | 60.0 |
| 被保険者 + 被扶養者 | 81.9 | 82.6 | 83.3 | 83.9 | 84.6 | 85.3 |

② 特定保健指導の目標実施率 (%)

| | '18 年度 | '19 年度 | '20 年度 | '21 年度 | '22 年度 | '23 年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被保険者 | 20.0 | 25.0 | 30.0 | 35.0 | 40.0 | 45.0 |
| 被扶養者 | 30.0 | 35.0 | 38.0 | 40.0 | 43.0 | 45.0 |
| 被保険者 + 被扶養者 | 20.7 | 25.7 | 30.6 | 35.4 | 40.2 | 45.0 |

③ 特定保健指導対象者の減少率

2023 年度において、2008 年度と比較した特定保健指導対象者の減少率を 25%以上とする。

第 2 章 特定健康診査等の対象者数

1. 特定健康診査

① 被保険者 (人)

| | '18 年度 | '19 年度 | '20 年度 | '21 年度 | '22 年度 | '23 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者 | 16,300 | 16,300 | 16,300 | 16,300 | 16,300 | 16,300 |
| 目標実施率 (%) | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 |
| 目標実施者数 | 15,974 | 15,974 | 15,974 | 15,974 | 15,974 | 15,974 |

② 被扶養者 (人)

| | '18 年度 | '19 年度 | '20 年度 | '21 年度 | '22 年度 | '23 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者 | 8,200 | 8,200 | 8,200 | 8,200 | 8,200 | 8,200 |
| 目標実施率 (%) | 50.0 | 52.0 | 54.0 | 56.0 | 58.0 | 60.0 |
| 目標実施者数 | 4,100 | 4,264 | 4,428 | 4,592 | 4,756 | 4,920 |

③ 被保険者 + 被扶養者 (人)

| | '18 年度 | '19 年度 | '20 年度 | '21 年度 | '22 年度 | '23 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 40 歳以上対象者 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 |
| 目標実施率 (%) | 81.9 | 82.6 | 83.3 | 83.9 | 84.6 | 85.3 |
| 目標実施者数 | 20,074 | 20,238 | 20,402 | 20,566 | 20,730 | 20,894 |

2. 特定保健指導

① 被保険者（健診受診者に対する保健指導の対象者を動機付け支援 9%、積極的支援 15%と推定）（人）

| | '18年度 | '19年度 | '20年度 | '21年度 | '22年度 | '23年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 40～74歳健診受診者 | 15,974 | 15,974 | 15,974 | 15,974 | 15,974 | 15,974 |
| 動機付け支援対象者 | 1,438 | 1,438 | 1,438 | 1,438 | 1,438 | 1,438 |
| 実施率（%） | 20.0 | 25.0 | 30.0 | 35.0 | 40.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 288 | 359 | 431 | 503 | 575 | 647 |
| 積極的支援対象者 | 2,396 | 2,396 | 2,396 | 2,396 | 2,396 | 2,396 |
| 実施率（%） | 20.0 | 25.0 | 30.0 | 35.0 | 40.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 479 | 599 | 719 | 839 | 958 | 1,078 |
| 保健指導対象者計 | 3,834 | 3,834 | 3,834 | 3,834 | 3,834 | 3,834 |
| 実施率（%） | 20.0 | 25.0 | 30.0 | 35.0 | 40.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 767 | 958 | 1,150 | 1,342 | 1,534 | 1,725 |

④ 被扶養者（健診受診者に対する保健指導の対象者を動機付け支援 5%、積極的支援 2%と推定）（人）

| | '18年度 | '19年度 | '20年度 | '21年度 | '22年度 | '23年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40～74歳健診受診者 | 4,100 | 4,264 | 4,428 | 4,592 | 4,756 | 4,920 |
| 動機付け支援対象者 | 205 | 213 | 221 | 230 | 238 | 246 |
| 実施率（%） | 30.0 | 35.0 | 38.0 | 40.0 | 43.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 62 | 75 | 84 | 92 | 102 | 111 |
| 積極的支援対象者 | 82 | 85 | 89 | 92 | 95 | 98 |
| 実施率（%） | 30.0 | 35.0 | 38.0 | 40.0 | 43.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 25 | 30 | 34 | 37 | 41 | 44 |
| 保健指導対象者計 | 287 | 298 | 310 | 321 | 333 | 344 |
| 実施率（%） | 30.0 | 35.0 | 38.0 | 40.0 | 43.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 86 | 104 | 118 | 129 | 143 | 155 |

⑤ 被保険者＋被扶養者（人）

| | '18年度 | '19年度 | '20年度 | '21年度 | '22年度 | '23年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 40～74歳健診受診者 | 20,074 | 20,238 | 20,402 | 20,566 | 20,730 | 20,894 |
| 動機付け支援対象者 | 1,643 | 1,651 | 1,659 | 1,667 | 1,675 | 1,684 |
| 実施率（%） | 21.2 | 26.3 | 31.1 | 35.7 | 40.4 | 45.0 |
| 実施者数 | 349 | 434 | 515 | 595 | 677 | 758 |
| 積極的支援対象者 | 2,478 | 2,481 | 2,485 | 2,488 | 2,491 | 2,495 |
| 実施率（%） | 20.3 | 25.3 | 30.3 | 35.2 | 40.1 | 45.0 |
| 実施者数 | 504 | 629 | 752 | 875 | 999 | 1,123 |
| 保健指導対象者計 | 4,121 | 4,132 | 4,144 | 4,155 | 4,167 | 4,178 |
| 実施率（%） | 20.7 | 25.7 | 30.6 | 35.4 | 40.2 | 45.0 |
| 実施者数 | 853 | 1,063 | 1,268 | 1,470 | 1,677 | 1,880 |

第3章 特定健康診査等の実施方法

1. 特定健康診査

1) 実施場所

被保険者については、事業主が一般定期健康診断として実施する指定健診機関にて受診する。

被扶養者については、健診案内の健診機関一覧の中から、希望する健診機関にて受診する。また、付加項目のない特定健診のみを希望する被扶養者及び任意継続被保険者・被扶養者については、集合契約（健診機関団体や各地区の医師会等との委託契約）を利用した特定健診を受診する。

2) 実施項目

法令で定められた特定健診項目を実施する。

被保険者は、事業主が行う一般定期健康診断に、健保組合が付加するがん検診項目等を任意で追加受診可能である。

被扶養者は、特定健診に被保険者と同等の健診項目を付加したコースまたは特定健診にがん検診を付加したコースを選択可能である（以下、「特定健診付加健診」という）。付加項目を希望しない場合は、集合契約を利用した特定健診を受診する。

3) 実施時期又は期間

実施時期は、通年とする。

ただし、被扶養者と任意継続被保険者・被扶養者については、4月から翌年1月までを原則とする。

4) 外部委託の方法

被扶養者の健診については、健診に係る事務（健診案内・実施手配・健診データ納品・決済代行等）を外部代行事業者に委託し、特定健診及び特定健診付加健診とも全国各地での受診が可能となるよう措置する。

また、特定健診のみを希望する場合は、集合契約 A（「契約代表者である健康保険組合連合会」と「代表健診機関団体」との間の契約）及び集合契約 B（「都道府県代表保険者」と「各地区の医療機関、都道府県医師会、郡市区医師会等」との間の契約）を利用する。健保組合は支払代行機関である支払基金を通して決済を行う。対象者が最寄りの医療機関等での受診が可能となるよう措置する。

5) 周知や案内の方法

周知は、当健康保険組合機関紙やホームページに掲載して行う。

被保険者については、事業主から労働安全衛生法の定期健診として受診要領を案内する。

被扶養者への案内は、対象者の手元に確実に配布・到達させるため、自宅住所に直送する。

6) 健診受診者のデータ収集方法

健診のデータは、事業主および契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領

し、当健康保険組合で保管する。また、被扶養者のうちで事業主健診等特定健診に相当する健診を受診した者からその健診結果を証明する書面の提出を受けることで健診の実施に代えることができることから、結果写しの送付を案内する。

2. 特定保健指導

1) 実施場所

被保険者については、事業主の協力を得て事業主が実施主体となり、労働安全衛生法に基づく保健指導と一体化して行う。マツダ株式会社は健保組合との間で締結している委任契約に基づき、特定保健指導実施可能な専門スタッフ（保健師）により事業所内において実施する。その他の事業所は、当健康保険組合が契約した特定保健指導実施機関に委託し、それぞれの事業所内において会議室等を利用して実施する。

被扶養者については、当健康保険組合が契約した特定保健指導実施機関に委託し、実施機関を会場とするか、または家庭訪問により行うかを、利用者が選択する。

2) 実施内容

実施項目は、法令で定められた内容とする。また、「モデル実施」についても検討し、順次導入する。

3) 実施時期又は期間

実施時期は、通年とする。

4) 外部委託の方法

マツダ株式会社を除く被保険者及び被扶養者の特定保健指導については、保健指導実施機関に外部委託する。

効率的・効果的な保健指導ができるように、当健康保険組合の要件を満たす委託先を選定していく。

5) 周知や案内の方法

被保険者については、事業主から受理した健診結果データをもとに、当健康保険組合にて定期的に階層化した特定保健指導対象者を事業主に通知し、事業主が直接または委託先の特定保健指導実施機関を通して対象者に利用要領を案内する。

被扶養者については、当健康保険組合にて定期的に階層化した特定保健指導対象者に対して、利用案内を自宅住所に直送する。その内、利用希望の回答のあった対象者を取りまとめ委託先に通知し、特定保健指導機関から利用要領を案内する。

6) 保健指導利用者のデータ収集方法

特定保健指導のデータは、事業主および契約健診機関から電子データを随時（又は月単位）受領し、当健康保険組合で健診システムに読み込む。

7) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、可能な限り早期に、該当する全員を対象として実施することとする。

また、40歳未満の者は、特定保健指導の法定の対象者ではないが、将来対象者になることから、本計画

とは別に法定外の措置として、事業主との共同事業により保健指導を実施することを目指す。

第4章 個人情報保護

当健康保険組合は、マツダ健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当健康保険組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関紙やホームページに掲載する。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年保健事業推進委員会において、実施状況を踏まえ問題点・対策などを検討する。目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。